

政策の創造と協働のための横浜会議
平成20年度研究テーマ最終報告会

「協働」にふさわしい「契約」の あり方を考え、横浜から 発信しよう！！

平成21年7月4日 開港記念会館
協働契約のあり方を考える研究会

協働とは？

市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）

協働の原則

- ①対等の原則 ②自主性尊重の原則
- ③自立化の原則 ④相互理解の原則
- ⑤目的共有の原則 ⑥公開の原則

掲げてはいる
けれど・・・



理念としては理解されつつあるが、
契約の現場となると・・・

地域子育て支援拠点の場合は・・・

「民間主体協働型」事業として位置づけられているが、
現行の契約は委託契約書(約款)で、行政優位の
内容で協働というには程遠い

協働を担保するための試行として・・・
委託契約に基づく協働協定書・役割分担表
はあるけれど・・・

協働で進めていく理念が、
契約そのものには反映されていない

協働の現場ではさまざまな課題が・・・

行政とNPO等との協働が様々な場面で進められているが・・・

事業目的、目標の
十分な相互理解



役割分担のもと
円滑に事業実施

トラブルになって
しまった!

行政のスタッフが人事異動となり、
うまくいかなくなった

協働が担保されるよう約束が必要

研究会の目的

- 1) 協働契約が単なる「**理念的な確認行為**」から「**実質的な契約行為**」による推進がどこまで可能かを研究する
- 2) 1)によって地域子育て支援拠点事業【施設運営型】と本横浜会議【調査研究型】の2種類の**協働事業契約に関する雛型を提案する**
- 3) 2)を担保するための**選考から評価に至るまでのサブシステム＝具体的支援方策を提案する**

研究の実施内容

1) 横浜の協働に関する制度の現状把握

…こども青少年局／市民活力推進局／環境創造局／都市経営局／都市整備局など

2) 横浜市外の協働についての制度やルール、調査等の現状把握

…「あいちルールブック」／イギリス「コンパクト」と協働のガイドラインなど

3) 協働に関する事例の調査

…舞岡公園古谷戸の里管理運営委員会／三重県NPO推進室(協働勉強会)／馬場 英朗氏(公認会計士、大阪大学公共政策研究科)など

4) 研究会と事務局会議の開催

5) 中間報告会の開催

…2月26日開催 参加者約60名
アドバイザー伊藤久雄氏(東京自治総合センター研究員)

6) 専門家からのアドバイス

…協同弁護士事務所 森田明氏／神奈川大学法科大学院自治体行政リーガルクリニック／神奈川大学院法務研究科教授安達和志氏

7) 報告書の作成



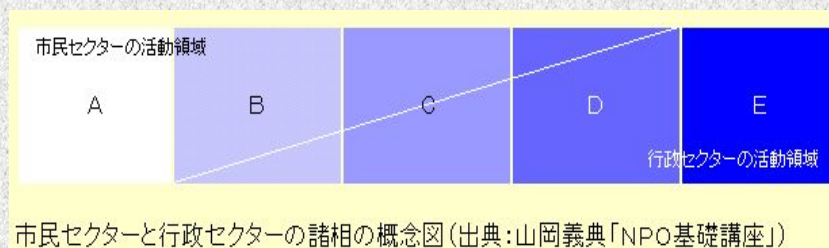
協働契約を考える際のポイント

- “協働”という考えは、民法上に概念がない
→委託契約書(約款)からスタートと考えない。
- 公金を支出していることによる横浜市の公共的責任があり、**単純な平等とはいかない。**
- 公金を使う以上、**情報公開と個人情報保護**に関する条項は絶対に必要である。

- 協働といっても、行政主導の協働から、市民発の協働まで、分野も多様。
ひとつの約款で全てをカバーしようとするのは無理。
→**事業に応じた複数のパターンがあつて良い。**



市民と行政の係わり方の違いにより それぞれの形態に応じた、契約書 (約款)を考える必要がある



民営

協働

公営



協働契約書の提案 3点セット

① 契約書本体

- ・従来の委託契約書、約款に記載していた内容をできる限りシンプルに記載

② 合意書(従来の仕様書に相当)

- ・個別の事業ごとに、契約当事者が協議して作成
- ・業務に関する具体的な合意事項を記載

③ 役割分担表

- ・合意書の内容を、さらに具体化
- ・当事者同士の役割分担や、行程を記載
- ・両者を拘束しない約束事

協働契約書 策定の視点

視点1：協働の主体たる市民活動団体と行政の対等性の追求

双方が各条項を理解したうえで、当該事業遂行のために過不足ないものとすべき

視点2：契約当事者たる市民活動団体と一般市民の緊張関係

行政と同様、監視、評価される存在であるという視点

視点3：受益者としての市民にとってのメリットがあるか

市民活動団体の知恵と力を、行政施策の領域に生かすことが、受益者としての一般市民にとって有益であるかどうか

視点4：公金の支出の適正さが確保できるか

協働事業のメリットを求めるなら、ある程度のリスク(=市民活動団体の財政状況について広く公開する)は想定される

選考と評価の提案

★選考について

※主に地域子育て支援拠点事業をもとに考案

- ・選考方法の公開義務
- ・選考委員自体の人選の公開努力
- ・事業内容および協働の質についても精査できる選考プロセスと委員の人選
- ・選考後も「推進委員会」として運営状況の確認に責任を持って関わる

★評価

1)プロセス評価・・・「よりよい協働のためのチェックシート」の活用

2)事業評価・・・「役割分担表」での目標に対する達成度をはかる

自己評価・・・お互いの自立を確認する作業

受益者(利用者)評価・・・2者関係からの脱却。利用者の意識・行動の変化、
地域の子育て力の向上、市民力の高まり

相互評価・・・双方が誠実に役割分担表を元に結果として契約の目的が達成されたか

第三者評価・・・第三者機関、専門委員会や評価チームの設置

「協働の仕組みの提案」の実現に向けて

3点セットの協働契約書＋本研究会のその後……

1)協働契約を確固たるものとするために

- ・横浜市契約規則の一部改正
- ・横浜市市民活動推進条例への位置づけ
(仮称「協働推進条例」の新設置)
- ・協働推進の基本指針への位置づけ
- ・地方自治法の改正

「協働の仕組みの提案」の実現に向けて

2) 本研究会の提案として出た2事例への 協働契約書の試験導入

3) 継続的に考えるフィールド創り

- ・普及版の作成
- ・当研究会による市民フォーラムの開催
(10月15日夕方～予定)

◆協働契約のあり方を考える会研究メンバー

奥山 千鶴子 (特定非営利活動法人びーのびーの理事長)

金子 美津子 (特定非営利活動法人まんま理事長)

世古 一穂 (金沢大学大学院人間社会環境研究科教授)

土屋 真美子 (日本女子大学非常勤講師)

天明 美穂 (よこはま一万人子育てフォーラム世話人)

原 美紀 (特定非営利活動法人びーのびーの事務局長)

松岡 美子 (特定非営利活動法人グリーンママ理事長)

横田 美和子 (特定非営利活動法人さくらザウルス理事兼事務局長)

この研究は契約主体である都市経営局調査・広域行政課のほか市民活力推進局協働推進課、こども青少年局地域子育て支援課等との協働研究として実施してきました。

本日、具体的協働契約書の雛型などを記載した資料を希望者に配布しております。
冊数に限りはありますが、希望者は上記メンバーにお申し出下さい。